

立川市障害のある人もない人も 共に暮らしやすいまちをつくる条例



平成30年
4月1日から施行

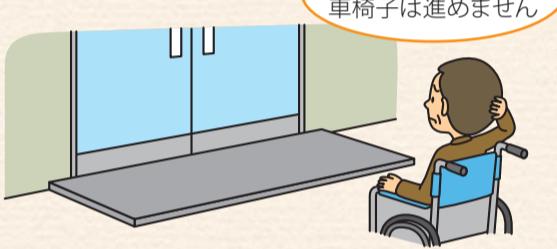
障害のある人は、障害や障害のある人に対する理解不足から誤解や偏見を受けるなど、さまざまな場面で生活のしづらさや不安を感じています。この条例は、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちを目指し、市、市民、事業者が一体となって理解を広める取り組みを推進するために制定しました。
問障害福祉課・内線1516

条例の内容

障害や障害のある人への理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちをつくるために次のようなことを定めています▶相互理解の促進や差別解消に向けた取り組みについての、市、市民、事業者の責務▶障害を理由とする差別(不利益な取り扱いや合理的配慮の不提供による権利利益の侵害)の禁止▶社会的障壁を取り除くための、保健・医療、教育、雇用、住居等のさまざまな分野での合理的配慮の提供等▶障害を理由とする差別の相談体制

社会的障壁とは

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で、壁(バリアー)となる社会の事物、制度、慣行、観念など



例 通路や入り口の段差、障害のない人を前提としたルールや障害のある人への偏見や理解不足

合理的配慮とは

社会的障壁の除去を目的として個々の状況や状態に応じて行われる配慮



例 案内や説明をする際に、ゆっくり丁寧に話す、絵や写真・身ぶり等を交えて伝える

条例における 障害のある人とは

身体・知的・精神・発達障害や難病、そのほかの心身機能の障害と社会的障壁の相互作用により、継続的に日常生活や社会生活中に制約を受けている人をいいます。



障害者手帳を持つ人だけに限られません

障害を理由とした 不利益な取り扱いとは

正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限したりするなど、障害のない人と異なる取り扱いをすること



例 入会・入店拒否、アパート契約の拒否

相談窓口

障害を理由とする差別に関する相談を受けます。必要に応じて事実確認や調査、助言、情報提供、調整等を行います。助言や調整等により解決しなかった場合は、あっせんの申し立てをすることができます。

相談窓口	電話番号
市障害福祉課(市役所1階1番窓口)	☎ (529) 7100
福祉ホットライン(柴崎町2-10-16)	☎ (526) 1418
地域活動支援センター連(高松町1-17-20)	☎ (548) 0160

条例制定記念講演会

条例の制定を記念して3月17日(土)に女性総合センターで講演会を開催します。くわしくは「広報たちかわ」2月25日号でお知らせします。

平成30年度

1月23日から受け付け

ちょこっと共済



成31年3月31日

●70歳以上の方、市心身障害者手当受給の方

平成30年4月1日現在、70歳以上の方(昭和23年4月1日までに生まれた方)と市心身障害者手当受給者で、市内に住民登録のある方は、申し込みにより無料でBコースに加入できます(Aコース加入は500円の会費が必要)。

●3歳～中学生の方は全員Bコースに加入しています

平成30年4月1日現在、3歳以上の未就学児と小・中学校に在学中の方(平成15年4月2日～平成27年4月1日生まれの方)は、市で一括してBコースの加入手続きをしますので申し込みは不要です(Aコースを希望の場合は、別途500円の会費と申し込みが必要)。

問 生活安全課 生活安全係 ☎ (528) 4376

「ちょこっと共済」加入受付場所

▶生活安全課(市役所2階54番窓口) ▶窓口サービスセンター*(立川タクロス1階) ▶各連絡所 ▶市内の金融機関(会費の支払いがある方。ゆうちょ銀行と一部金融機関を除く)

*窓口サービスセンターは、土曜・日曜日も受け付け(午前8時30分～午後5時)

臨時出張受付・休日受付窓口

会場	日時	
市役所 (1階多目的プラザ)	1月23日(火) ～26日(金)	午前9時～正午 午後1時～4時
曙福祉会館	2月14日(水)	午前10時～正午 午後1時～3時
柴崎福祉会館	2月15日(木)	
一番福祉会館	2月19日(月)	
こぶし会館	2月20日(火)	
幸福福祉会館	2月22日(木)	
滝ノ上会館	2月23日(金)	
子ども未来センター	2月25日(日)	
西砂学習館	3月4日(日)	午前10時～正午 午後1時～3時
伊勢丹立川店 (2階入り口)	2月3日(土) 3月10日(土)	午前10時～午後4時

「広報たちかわ」12月25日号2面に掲載した、1月31日(水)の「市長と語ろう！経済人・企業人ミーティング」は都合により中止します。ご迷惑をお掛けして申し訳ございません(企画政策課)